

## いわゆる長崎会所五冊物の諸本：鎖国崩壊期の貿易 会計史料について

中村，質

<https://doi.org/10.15017/2230958>

---

出版情報：史淵. 118, pp.1-33, 1981-03-31. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# いわゆる長崎会所五冊物の諸本

——鎖国崩壊期の貿易会計史料について——

中 村 質

はしがき

一、五冊物の諸本と成立時期

- 1 (A) 「長崎会所秘書」
- 2 (B) 「長崎会所五冊物」 (長崎市立博物館本)
- 3 (C) 「長崎会所五冊物」 (東大史料編纂所本)
- 4 (D) 「唐蘭通商取扱」
- 5 その他 (端本)

二、「長崎会所五冊物」の構成と貿易収支

- 1 第一冊—貿易収支の概要—
- 2 第二冊—唐方取引口の構成—
- 3 第三冊—蘭方取引口の構成—
- 4 第四・五冊—支出の構成—

むすび

はしがき

鎖国下の長崎貿易における最後の基本的な制度改革は、寛政二(一七九〇)年九月に老中松平定信の指示として現

いわゆる長崎会所五冊物の諸本(中村)

地で布達され、翌三年四月から実施された。その主旨は、「諸山出銅追年相減、（長崎）廻銅不進」につき、従来の唐船の年間定数一三艘、取引定高銀三、五一〇貫目、このうちの銅渡し高一三〇万斤、つまり唐船一艘につき定高銀二七〇貫目、銅一〇万斤宛を、以後一〇艘に減じ、定高銀二、七四〇貫目、銅渡し高一〇〇万斤とし、蘭船は従来一年に一、二艘、定高銀八〇〇貫目、銅渡し高九〇万斤を、年一艘、定高銀七〇〇貫目、銅渡し高六〇万斤に減ずる。

またこの「減銅商売」による貿易利銀の減少を考慮して、貿易会計を主とする直轄地長崎の都市財政を総括し、かつ利銀運上の機関でもある長崎会所（小稿では会所と略称する）以下、官民に諸費節儉を命じ、オランダ商館長には毎年頭の江戸参府を五カ年に一度に軽減した。<sup>1)</sup>

この改革は、いうまでもなく享保諸制への回帰を目ざしたとされる寛政改革の一環ではあるが、定信は布達に際して「正徳五年之御書付」の再布告を命じており、貿易改革に関する限り、理念的には正徳新例への復帰であることは注目に値する。また右のように改められた制度の大綱は、その後臨時的特別措置の形で、取引高や決済方法などになり大幅な改変はみられるが、化政・天保改革期を経て安政開港（一八五九年）にいたるまで堅持されたのである。

その意味で鎖国体制崩壊のほぼ全過程における寛政貿易制度の、細部にわたる取引実態と、これに即した長崎会所の会計の全容の究明は、貿易史や都市研究史上重要かつ手薄な分野の一つであるが、いわゆる長崎会所五冊物は、会所役人がその実務を最も体系的にまとめ、かつ正徳新例以降の貿易の推移を記述したものと見て注目される。そのうち長崎市立博物館本は『長崎県史』史料編四に収録されていて（三一―四三頁）利用頻度も高い。これには山脇悌二郎氏による簡潔で適切な解題が付されており、小稿でも重複する部分はあるが、五冊物諸本の成立事情や記事の異同などの書誌的事項、また第一冊と第二冊以下との関係をめぐる会所会計の全体構造、あるいは個々の取引口の性格等について、なお検討の余地が残されているようである。小稿では、いわゆる五冊物諸本の史料的价值と限界を明らかにするとともに、このうち「長崎会所五冊物」に示される天保一三年時点の貿易と財政の大様をみることを当面の課題

とする。なお五冊物の諸規定や仕組と、来航船の杜絶・減少下の個々の取引や、天保改革期の財政の実態との対比検討は、紙幅の関係で別稿にゆずることを予め断っておきたい。

註

- (1) 「寛政二年九月、於立山御役所水野若狭守殿永井筑前守殿御立合ニ而九月六日一役壹人宛被仰渡候御書付写」(県立長崎図書館蔵)、『続長崎実録大成』、『長崎会所五冊物』、『長崎諸取計書銘書帳』(長崎市立博物館蔵)など。
- (2) 拙稿「鎖国末期の長崎会所の貿易と財政」(『九州史学』七一号)。

### 一、五冊物の諸本と成立時期

安政初年現在と思われる長崎会所の「会所諸帳面銘書帳」所載一五三種の帳簿のうち、「勘定掛り」所管分として「納元帳」・「払元帳」等とともに、「五冊物」・「三冊物」・「十三冊物」がみえる。この「五冊物」の記事内容は不明であるが、五冊仕立ての会計帳簿であることは確かである。<sup>(1)</sup>ところで五冊仕立てのいわゆる長崎会所五冊物は、現在の諸本が知られている。<sup>(2)</sup>

- (A) 「長崎会所秘書」五冊(東大史料編纂所蔵)  
(B) 「長崎会所五冊物」五冊(長崎市立博物館蔵)  
(C) 「長崎会所五冊物」五冊(東大史料編纂所蔵)  
(D) 「唐蘭通商取扱」五冊(内閣文庫蔵)

このほか、五冊のうちいくつかが散佚してそれぞれ別書とされているもの(端本)や、抜書類が散見される。これらを含め、(A)~(D)は書冊構成や記事の体裁など殆んど同じであるが、具体的な銀高等にはかなりの異同があり、諸本間に加除修正のあとがみられる。以下成立の順にのべる。

1 (A)「長崎会所秘書」五冊（東大史料編纂所々蔵）

この標題は後世に付せられた表紙の題箋によるもので、原表紙は「五冊物 一」のごとく、以下それぞれ二・五の書冊番号がある。第一冊巻頭の懸紙に「嘉永七甲寅春、雲州豊芳々借請写之」とあるが筆者等未詳。記事の下限は、寛政一〇年二月の「対州除き牛角」の取扱い改訂である（第二冊三二丁）。三年後の享和元年に始まる「秋田銅山稼方御手当」支出など、重要な改革の記事が見えないので、原本はこの間の成立とみられる。

しかし、これは(B)本以下にも共通するものであるが、記事はかならずしも原本成立時点の仕法そのものとは限らない。それは、後述のごとく(A)本以前の五冊物が想定され、各五冊物はそれぞれ成立の段階ごとに加除修正されているが、部分的には年々変更をみる収支の微細な項目や人数・銀額等のすべてを、仔細もろさず補正することはほぼ不可能であり、またその意味もなかったからであろう。例えば、(A)本では寛政三年に廃止された「石錢番所并同所呼船」の修理費がなお「諸役所普請方入目」の一項に挙げられており（第四冊一七丁）、(B)本によれば数年前に減額されたところ<sup>(4)</sup>ある宿町別段雑用銀や会所調役年頭拝礼入目の額がそのままになっている。

ところで(A)本中の朱書は、①すでに廃絶ないし改正された旧仕法を「為見合」に註記するもの、②臨時的ないし年額不定のもの、③銀高の小計、の三者である。その主体は④で、唐船関係の唐銀、花辺銀錢、西藏金、安南金、送り砂糖、別段売、奉行所調物、勘定方普請役調物、外売などである。そこで注目されるのは、旧仕法の記事の体裁が、他の現行仕法はもとより、『華蛮交易明細記』六所収宝曆四年頃の記事と推定される「唐船拾五艘・阿蘭陀船式艘元代出銀凡積り」・「商売外諸取立銀納払凡積」の各項立て、文言から字配りまで全く同じであることである（もとより時代により額銀・数量は異なる）。これや、端本ながら後述のごとき、唐船一三艘制下（明和二寛政二年）の「唐阿蘭陀商法」坤所収の第五冊、安永九年を記事の下限とする蘭船二艘制下の「阿蘭陀商売方之大意」の存在を考えると、最初の五冊物の成立は、いわれるような寛政五・八年頃ではなく、宝曆・明和期まで溯りうることを示唆している。

(B)本以下でも、旧仕法が朱書または付札の形で残されていて、いわゆる五冊物は、名称はともあれ、宝暦・明和期以来の会所会計志を、ほぼ現況に即して加除修正し、参考とすべき旧仕法は朱書等で残し、実務の資料としたのである。

五冊物の筆者（編者）は、(B)本以下も同様であるが、年次について、例えば「寛政八辰年中川（長崎奉行）飛驒守様御在勤之節被仰渡候」のごとく表現していて、在勤の幕吏ではなく、会所役人であることは確かであるが、これが奉行等を介して幕府へ進達された文書でないことは、すべての五冊物諸本に前言・奥書・編者名・期日等を欠き、これらの存在形態や(D)本の跋文によっても知られるであろう。つまり本書を含め、いわゆる五冊物は、幕府の貿易や直轄都市政策上の国政的資料としてではなく、会所の内部的会計便覧として編纂利用されたとみるべきであろう。

2 (B)「長崎会所五冊物」五冊（長崎市立博物館所蔵）

刊本の底本。厚表紙に「薬師寺」とあり、同市役所による「薬師寺熊太郎献納」の朱書がある。同家は父久左衛門種徳（明治一七年歿）まで歴代長崎町年寄に任じ、玄祖父種栄・曾祖父種義は天明〜天保期に相ついで町年寄筆頭として会所調役を勤め、いわゆる五冊物の編述期における会所の最高責任者の一人であった。この書は同家伝来の多数の古文書とともに明治中期に市に寄贈されたもので、伝来は数種の五冊物のうち最も確かである。

記事の下限は天保一三年であるが（刊本一六八頁第三冊末尾）、同年八月付の奉行組与力・同心の再置、九・一〇月付「長崎表御改革」や会所調役頭取高島四郎大夫（秋帆）事件（一〇月四日下獄）に係る、(D)本所見の重要な財政上の変革には何らふれられていないので、この書の成立は天保一三年も前半と考えられる。

(A)本と対照すれば、項目や記事の体裁は全く同じであるが、享和以降の変更、殊に文化一〇・一四・文政三・天保元・一一年の仕法改革に伴う記事の増補と銀高の変更がみられる。朱文も(A)本と同じく旧仕法が主で、(A)本に見えるもののほか、第四冊の会所雑用・諸役所普請銀など、(A)本以降の銀高がすでに旧法化し、これを「元、高」幾何と朱

書して現行額と併記する例もある。このことは(A)本(の原本)から直ちに(B)本が補訂作成されたのではなく、その間に後出のような別書(一種とは限らない)、ないし(A)本の原本を付札等で補訂したものである。これは次のことからもうかがわれる。すなわち第三冊蘭船定高は、(A)本寛政一〇年段階では銀四五〇貫目であったが、本書では、その後文政三年より増銅五〇万斤の期間に限り八〇〇貫目に改められたとし、「此上三右之懸ヶ紙有之」とあって、その後「天保二卯年五百式拾五貫目被仰付、天保十一子年<sup>(改)</sup>御改正之通書面之高(四五〇貫目)被仰付候」との「懸ヶ紙」、を本文として収録しているのである。つまり本書は、(A)本の原本以外の文政三〜天保二年の間の別書に拠ることは明らかである。

次に第三冊には随所に付札(懸紙形式)があるが、注目すべきは、付札は成書(天保一三年)以後の訂正ではなく、成冊時点の現行銀高で、本文にも符合することである(献上并御進物端物、奉行所調物、土産鮫、松板代など)。つまり付札で隠されている銀高はごく近い時点での旧仕法なのである。何故かかる手法がとられたかは明らかではないが、実務上新旧対比には便利であつたろう。ともあれ、(A)本とは異なる底本を継承しながら、底本後の改正を各項毎に本文で補追し、改正銀額等は付札でこれを示している。本書全体としては、天保一一年の改正仕法による、ほぼ同一三年前半時点での現行制度と考えてよからう。錯簡は次項でふれる。

### 3 (C)「長崎会所五冊物」五冊(東大史料編纂所々蔵)

第五冊末尾に「右長崎会所五冊物、肥前国長崎区鈴木重音蔵本、明治二十年十月修史局編修久米邦武文書採訪ノ時、長崎区役所ニ託シテ謄写ス」とある。(B)薬師寺本と対照すれば、字句等に若干の異同はあるが、全く同一内容で、(B)本を底本とする刊本では、錯簡二カ所が本書により訂正されている(九一・一一六頁)。次の二カ所は(B)(C)共に錯簡と考えられる。(B)と(C)は同系異本らしいが、右採訪期には(B)本が何らかの事情で重音所蔵とされていたとみられないこともない。未訂正の(B)(C)共通の錯簡を刊本によって示せば、四三頁下九行目〜四四頁末行の記事は四九頁下一八行の

次にあるべきで、また九三頁上二行目一〇一頁下六行目の記事は八〇頁上一行目の前に改むべきである。それは(A)本に拠るもので、またこれでは記事の脈絡を欠き、頭書の銀高が内訳と符合しないからである。

なお京都大学文学部国史学研究室蔵本も鈴木本の写である。

4 (D) 「唐蘭通商取扱」五冊 (内閣文庫所蔵)

跋文が注目に値するので、長文であるが掲げる。すなわち、

此書ハ昨明治十年前局長大書記官渡辺洪基在職中、住時長崎港於テ唐清國阿蘭陀両国商船取扱原由之書類、五冊物ト称シ、当時該地ニ在リテハ秘密ノ扱タルヲ聞キ、之レヲ目今行ル、所ノ各国貿易規則参考ノ為メ、本省ニ備置度キ見込ヲ以、三等属清田長秋へ該書ノ探索ヲ命ス、然ルニ維新ノ際、該県庁於テ、旧時ノ書類ヲ用ヒサルヲ表シ、悉ク之レヲ焼却スト、故ニ探索ノ容易ナラサルモ、長秋勤メテ探索ヲ遂ケ、之レヲ長崎県七等属木下志賀ニ謀ル、志賀ニ亦尽力シテ竟ニ比書全部ヲ整頓シ、今本省ニ贈達ス、爰ニ於テ唐蘭通商取扱ト題シ所蔵スルモノ也

外務省記録局書籍係、十等属

中郷治之(印)

明治十一年九月

このように書名は明治期の仮題。五冊物は会所の内部資料で他に開示されることはなかったらしい。維新時の焼却等により、諸藩に比して旧奉行所・会所関係文書は質量ともに乏しい中であって、五冊物の意味は大きい。前の八幡町乙名木下による「整頓」とは、書冊の構成文文体裁など他書と殆んど同じであるから、ある一本(原名・所在等不明)の謄写の意と解せられる。

記事の下限は、第五冊唐船銅口銭項に「弘化四未年ニテ年限相満候ニ付、猶又依願、翌申年ニ是迄之通」裁可されたとあり嘉永元年。底本の成立はその後間もなくであろう。

記事を六年前の(B)本と比較すれば、この間短期間で、蘭船定数が一艘から二艘へ(定高が七〇〇貫目から八〇〇貫目に増



加、但し第三冊では訂正せず）、奉行所与力同心の再置などのほか、取立てての変革はなかったたので、右に伴う各項銀高内訳等の調整が、第一・三・四冊に多く見られるほか、記事そのものの加除修正は少ない。このように本書は嘉永期という鎖国最終段階の貿易会計総覧として貴重であるが、記事の脱落（落丁を含む）があるのは惜まれる。

5 その他（端本）

a 「唐阿蘭陀商法」乾坤二冊（内閣文庫所蔵）

外務省本、明治の写本で二〇行の罫紙使用。二種の史料から成る。乾はまず「故家所蔵異国商売之旧記一冊、即市法也」と註し、「市法旧記」と仮題を付した記録を収め、続いて五冊物の第一・第二冊、坤が第三・第五冊である。五冊物の冒頭部分に「長崎会所ニ而出来之当時、商売方之記録五冊物如左」と註し、各冊の標題は前掲諸本と同じである。しかし、第一・第四冊は右と同じく唐船一〇艘・蘭船一艘という寛政二年改革以降の仕組に対して、第五冊は項立てなど体裁は諸本と全く同じであるが、内容はそれ以前明和二年からの唐船一三艘制下の仕法であって、明らかに底本を異にする（そのことの明記はない）。そこで第一・第四冊について前掲諸本と比較すれば、全体的な記事は(A)本とほぼ同じであるが、記事の下限は寛政一年で（第三冊商売外爪鼈甲条）、加除修正は寛政末期の改革記事が多く、底本は(A)本の直後（享和元年以前）に成ると思われる。しかし第一・第四冊においても、例えば蘭船商売元代銀を第一冊では銀七五〇貫目に対し第三冊では七〇〇貫目とし（そのため内訳たる商人入札払・献上端物代・奉行所調物等の元代銀や出銀・利潤額も異なる）、また蘭船輸出銅六七万斤に対し、同箱代は六〇万斤分を計上するなど、書冊間の記事の矛盾がめだち、第一・第四冊も別々の底本に拠る可能性も否定できない。また銀高の誤記も散見され（ために例えば標記額と内訳が合わない）、慎重な取扱いを要する。

b 「阿蘭陀船商売方之大意」一冊（県立長崎図書館所蔵）

標題・内容とも五冊物の第三冊に当たる。蘭船二艘制下の仕法で、記事の下限は安永九年（商売外協荷物の条）であ

るが、他の四冊を欠くので、寛政二年以前の五冊物としての正確な下限は不詳。項立てほか記事の体裁は(A)本以下の諸本と全く同じであるが、銀額・数量は大幅に異なる。諸本による全体的な貿易収支(第9表参照)との対比は、蘭船に限定しても第一冊を欠くので正確にはできないが、これでは蘭船二艘の本方貿易で元代銀一二五〇貫目(うち定高八〇〇貫目)の取引により、会所は三、三七七貫四八五匁の出銀を得(利益率二七割)、このほか「商売外」脇荷元代二三八貫七六五匁の取引等がある。寛政改革後に比し貿易規模(取引額・出銀)は大きい、会所の収益率は低く(第9表蘭船定高取引ではそれぞれ四三・四〇・三三割)、寛政改革以前の取引史料(五冊物)として貴重である。

c 「崎陽事務録」一冊(内閣文庫所蔵)

内題は「唐船商売方之大意」で、五冊物の第二冊に相当。(A)本第二冊とほぼ同文(この冊に限定すれば下限は寛政八年)である。遣用売に関する付札が、朱座買請朱の項にあるなど、問題なしとしない。

d 「唐阿蘭陀元払銀并諸払方大意書付 四」一冊(長崎市立博物館所蔵)

標題・内容から五冊物の第四冊。本書の記事の下限は文化一三年(増上納金および長崎諸役人受用并助成銀の条)であるが、その後の(B)〃(D)本にみえる文政二年の例格上納金に関する改訂記事を欠くので、この間に成る五冊物(の端本)であることは確かである。成立が(A)本と(B)本の間であるので、(A)本以降の記事を追加し(殆んど削除はない)、三者の各項銀高を比較すると、御用物引分高・長崎駐在幕吏および長崎地役人の受用銀の漸増傾向、別子立川涌水手当の新設、諸役所(大坂銅座を含む)雑用銀の一時的減少がみられるが、全体的には(B)本と同額のものが多い。

e 「唐船商売方之大意」一冊(県立長崎図書館所蔵)

標題や記事内容から、例えば箇条によっては「五ノ帳寄進之所ニ委細書載仕申候」ともあり、五冊物の端本で、第二冊である。この冊に限定しても、記事の下限は文政六年(奉行調物条)で、以降の諸本にはみえる同年の調進葉種取扱改正、翌七年に始る入札物代銀の二割先納制のごとき重要な記事を欠くので、文政六年現在の五冊物といえる。主

要な取引の旧仕法の朱書も前後の(A)本と同様であるが、御菓子屋除砂糖条の文化元年改訂に係る詳細な但書は、本書のみにみえるユニークな記事である。しかし全般的には事項銀額ともに(A)本に近く、別段売をはじめ(B)本との異が多い。これは主に天保後期の改革（「御取締」）によるもので、寛政以降唐船貿易では天保改革の重要性を物語るものである（蘭船取引では文政三年～天保二年に、商額・銅渡高を倍額に近い延享三年仕法に復した意義が大きい）。

f 「一 唐船拾艘阿蘭陀船一艘元代出銀仕払方明細書付」一冊（県立長崎図書館所蔵）

「三 阿蘭陀方商売荷物元払等大意訳書付」一冊（同上）

「四 唐阿蘭陀船元払并諸払方大意書付」一冊（同上、但し分類番号は三者とも異なる）

右三冊には表紙に「共五冊」とあり、書体・旧蔵者（松田氏）も同じく、同じ五冊物のそれぞれ第一・三・四冊である。記事の下限は嘉永七年（安政元年、第四冊別子立川銅山涌水手当条）である。第二・五冊を欠くが、安政二年からは蘭船二艘で、同年鼠島外人遊歩場や医術伝習所が設置され、海軍伝習も始まるが、これら関連の収支が全くみえないので、安政元年段階の五冊物の端本と考えてよからう。いずれにせよ嘉永元年を下限とする(D)本以降、開港直前のそれとして貴重である。(D)本と比較すれば、開港直前の貿易額は唐船別段売が三・五倍、蘭船協荷が一・三倍と乗組員の個人的取引の増加によって、三步掛り銀に示される会所の総売上高も増加傾向にあった。したがって会所の貿易会計の規模も拡大し、支出面で輸出品代・行政経費の増加をみたが、差引き若干の黒字を生む建前である。（第9表参照）

以上、五冊揃っている(A)・(B)∥(C)・(D)の三本と端本六種のいわゆる長崎会所五冊物の検討から、次のような結論を得る。まず、五冊物は会所役人によって部外秘の実務資料として編述され、すでに唐船一五艘制下（寛延二～明和元年）に、おそくとも同一三艘制（明和二～寛政二年）下の安永九年頃（端本b、およびa）には成立した。これは安永三年頃に成る長崎会所の「大意書」一三種にみる、会所の帳簿組織の整備の一環と考えられる。次に(A)・(D)・端本のa・cは後世の写本で、底本は散佚しているが、これらを含めて五冊の全体構成はもとより、各項の体裁や字配りまで同じで

ある。しかし仔細にみると銀額数量ほか、九種ごとごとく異同があり、寛政二年の改革以前から開港直前まで、貿易仕法の改革に応じて加除修正されており、九種は各時点でのほぼ、現行規定と考えられる。第三に、しかし加除修正は、五冊全体を通し、かならずしも末端の些細な項目・銀額・人数等にまでは及ばず、ために総論的な第一冊と各論たる第二冊以下との銀高等の不一致、各冊内での修正漏れや標記額と内訳の齟齬もみられるが（ほかに記事の誤脱・錯簡あり）、宝暦期以来の旧仕法でも、現行制度との関連において重要かつ密接なものは朱書して残し、また成冊後の改正は付札等により、新旧対照して実用の便をはかっている。なお五冊物の実用価値の高さは、大部な五冊物が相ついで修正筆写され、また「五冊物抜書諸書留」（町年寄薬師寺家の控）・「五冊物書抜」（九州文化史研究所蔵、安政三年の規定あり）等の存在からも知られよう。

## 註

- (1) 記録の性格から、この「五冊物」は長崎会所五冊物であろう。「十三冊物」は会所の『大意書』一三種（近世社会経済叢書七巻所収）と思われるが、五冊物の各冊は後述のように幾つかの「仕訳書付」・「訳書」から成り、合せると二三部で内容は五冊物の可能性も否定はできない。
- (2) 『長崎県史』史料編四の解題、吉川弘文館。
- (3) 刊本五冊物（同右所収）二〇〇頁、ほか同年より出島修復料の財源を本方から協荷取引に改めた（一四七頁）。さらに樟脳売渡単価の改訂（一三三頁）を考慮すれば、寛政一二年までの間となる。
- (4) 同右一七〇・一九四頁。
- (5) 例えば、商館長参府前の年「残銀」、唐方商売外取引のうち、薩州買請唐明簪の一部や、対州除き牛角の一部など。
- (6) 『長崎県史』史料編四、三八三～三八六頁。
- (7) 明治四〇年長崎市役所調「古文書目録」によれば、ほか宝永五年「諸役人役料高并勤方発端年号等」、寛延三年「長崎諸役人増減書」、「唐阿蘭陀船入津ヨリ出帆迄行事帳」、「町年寄由緒書」や享保一五年「長崎浦上両村支配書付」等三〇点余が、磨屋町

居住の同氏の寄贈とある。

(8) 例えば奉行所調物・受用金の変更、与力同心の受用銀の新設（第二・四冊）。また秋帆下獄とともに資産は凍結されたが、(B)本では秋帆持地の「雲通平塩硝藏地子作徳銀、調役高嶋四郎太夫へ相渡候」とある（刊本二〇九頁）

(9) 但し、付札の蘭人献上進物端物は元代四六貫目余、内訳として大御所（家齊天保一二年正月歿）・本丸・西丸・大老（伊井直亮同年五月辞任）以下、諸役人の受納額が掲げられているが、大御所・大老は傍線で抹消されている。注目すべきは大御所受納額五貫三七五匁は既に右の四六貫目余には含まれていないのである。つまり大御所分抹消の印は成冊以前であるが、大老分はなお含まれており、その抹消は成冊後であろう。

(10) 底本の付札はその旨註記して本文に入れ、第三冊の各項内訳の末尾に「~~〆~~」を新補。

(11) 「元之書付」、慶応三年「御改革ニ付諸役人身分御引直被仰渡書」。

(12) 因みに刊本五冊物より該当部分を示せば、二六頁下二〇行目〜二七頁上一九行目、三三頁上二〇行目〜三四頁上六行目、一四〇頁下一五行目〜一四一頁一八行目に相当する部分である。

(13) 例えば第二冊唐方差出白砂糖代の天明四年仕法荷渡時支給額のように、銀高の誤りまで共通している。

## 二、五冊物の構成と貿易収支

以上の五冊物諸本は、全体構成・各冊の内題、項目のたてかたや記事の体裁等を同じくするので、ここでは説明の都合上、諸本中伝来が最も確かで、かつ記事詳細な(B)「長崎会所五冊物」を底本とする刊本を例にとる。この場合、さき指摘した錯簡二件、および若干の誤植は仮りに訂正されたものとして取扱う。

### 1 第一冊—貿易収支の概要—

第一冊の標題は「唐船拾艘阿蘭陀船壹艘、元代・出銀仕払方明細書付」である。天保一三年現在、年間の取引定数は寛政三年以来唐船一〇・蘭船一艘である（もともと天保一四年間の平均実績は唐船六・八五艘、蘭船一・二二艘。「元代」とは輸入品の仕入値（「元直」、但し厳密には元代に「割増・償銀」を加算支給す）、「出銀」とは輸入品の売上代銀

から元代を引去った会所の粗利益といえる。これらの収支につき、第一冊は次の三項から成る。

- (1) 唐船拾艘元代・出銀凡積仕訳
- (2) 阿蘭陀船壹艘元代・出銀凡積仕訳

(3) 唐船拾艘阿蘭陀船壹艘元代・出銀、并唐方別段売荷、其外仕役場為取締差出候白砂糖之内払代等仕払

(1) は唐方の「本売」（「本方商売」）、つまり元代銀二、七四〇貫目を定高とする取引の收支見積である。詳細は略するが、右元代のうち二、五五二貫三三〇貫目分の輸入品が本商人の入札に付され、会所は各品平均一八割（A）本段階では一七割の出銀を見込むが、ほかは「除き物」で幕府御用物以下の優先的調達に充てられる。「除き物」はかならずしもいわれるごとく原価で売られるのではなく、御用物はともかく（元代銀二二〇貫目分で出銀なし）、調進菓種、御菓屋除き砂糖は五割、唐明礬は明礬座渡し二五割、同薩摩・対馬藩渡し四〇割、肥前買請茶碗菓は一八割の出銀が見込まれている。ゆえに会所は入札払分を合せ、元代の一七割に当たる四、六五八貫七二匁余の出銀を得る。

この項での会所の収入は、右の元代と出銀の和とする（実は他にも三步掛り銀など（3）に掲げる買主から取立てる会所収益がある）。

以下支出は、まず元代銀二、七四〇貫目すべてを「代り物」代、つまり対価としての輸出品代に充てる。内訳は銅一〇〇万斤代一、一五〇貫目・俵物代九五四貫目・諸色代六三六貫目で、これだけを見ると俵物諸色の海産物が銅代を凌駕している。次に、取引の一部（第3表有売・遣用売）については元代銀に五割の「割増」、銀四九三貫七二二匁を元代に加えて支払うものとする。以上が対外支出（「元払」）であるが、この五割増分は唐人が負担すべき滞在中の生活経費・各種謝礼（「捨遣・諸定例」）として会所へ返納されるものとする。会所から米薪屋等の商人や諸役人・寺社等への支払は、返納額に有売・遣用売の出銀を加えて会所の支出となる。次に会所負担の主な必要経費は「銅償銀」である。さきの銅代は一〇〇斤当り銀一一五匁の法定価格であるが、会所が大坂で仕入れる国内市価は当時一

七三匁二分であるから、差損分五八七貫目余は出銀から償われた。

以上の収支の結果、会所は元代の一〇割強にあたる二、九五二貫目余の「正出銀」、いわゆる純益を見込むものである。

(2) は蘭方の「本方」（本売<sup>1</sup>定高口）収支である。定高銀七〇〇貫目と「御助成」（唐方の割増に匹敵する）一五貫目での取引のうち、商館の将軍・世子に対する献上物や大老以下幕府諸役人への進物用の端物等を揃ひ除け（「品分ケ」）、残る六七〇貫目分程を売立てる。このうち御用物など会所の出銀を見込まないもの、奉行所調物など薄利のものもあるが、本商人入札六二三貫目分については天保八〜一〇年の平均実績<sup>2</sup>でも四〇割の出銀があり、全体では二、六七六貫目余、元代の四〇割の出銀を見込むとする。但し出銀の額を集計すれば二、五〇三貫目、出銀率は三七・四割となり記事は矛盾している。また第三冊の該条とも異なる額であり（端本<sup>a</sup>も同じ）、これは書冊成立の時点で、合計額など主要部分についてのみ修正されたことを示唆している。ともあれ、会所の収入は買主から取立てる輸入品代、すなわち右の元代と出銀の和である三、三四五貫目余とする（この外の収入を<sup>3</sup>）で示すのは唐方に同じ。

支出は、まず「代り物」つまり輸出品代四九二貫四七匁で、内訳は銅六〇万斤代三六二貫目余と樟腦・銅針金・器物類・樽物等の諸色代（唐方と異り海産物は含まない）一三一貫目余である。次に蘭人の負担で、輸入代価から控除される出島家賃銀・滞在中の「ばん代」ほかの遺捨・諸定例（謝礼）・蘭船出港後の滞在費たる「残銀」（参府前年には倍額）等の一三八貫目余で、計理上は唐方と同じく、いったん蘭人に輸入代銀として元払したのち返納される形をとる。以上元払二口を合算しても元代銀に満たず、会所の支払不足のようであるが、会所は次のような蘭方諸経費を負担するので、「正出銀」は元代の二四割に当たる一、六〇七貫目余にとどまるとする。すなわち会所の負担は対国内的支出であるが、銀額の順ではまず輸出品代の償いである（銅代償六七八貫目余は前記唐方と同じ仕入単価一七三匁二分と蘭方売渡単価六〇匁二五との差損分<sup>3</sup>、諸色代償七五貫目<sup>3</sup>）。ついで八朔礼物の売立て出銀償一一〇貫目、以下献上物・進物持

越雑用、日雇・遊女等の實物砂糖など、いずれも元代の六六〇割にのぼる益銀を、元代に加えて各受領者に配分し、ほか遣捨諸項も同様であるから、一たん会所が収納した総出銀からの払出し益銀（「出銀償」）は総額一、一一七貫目余（当該元代の一〇倍）にのぼる。

(3)は(1)(2)の取引のほか、本方「商売外」取引の、①唐方別段売、②蘭人の個人荷物たる「脇荷物」取引、③荷役に際し日雇が貨物の取扱に注意して<sup>こぼれ</sup>盈物を少くするようにと、唐人側が供与する白砂糖一二万斤のうち、日雇の取分を除いた一・五万斤の売立代銀、④以上の唐蘭方売立代銀（元代と出銀の和）とは別に、その三割を付加徴収する「三步掛り銀」、⑤唐方の荒物業種についてのみさらに売立代銀の三割を課す「三步掛け入銀」、の五者を合算した収支である。

会所収入の概要は第1表のようである。唐蘭本売については(1)(2)で述べた。唐方別段売は、天明四年唐人屋敷焼失につき唐人助成のために、本売以外の手廻りや残荷物を買取ったのが例になり、以後別段売の名目で奉行所や会所の役人に、身分に応じた購入（願請）の枠を設けて引取らせた（諸役人の利権で、役料外収入の一つである）。このため会所の中間マージン

いわゆる長崎会所五冊物の諸本（中村）

第1表 会所の貿易収入見込（天保13年現在 唐船10・蘭船1艘）

	A 元 代 銀 貫 匁	B 出 銀 銀 貫 匁	計(買主より取立) 銀 貫 匁	粗 利 率 (B/A)
唐 方 本 売(本方)	2,740,000.	4,658,772.	7,398,772. 程	17.0割
〃 別 段 売	1,000,000. 程	500,000. 程	1,500,000. 〃	5.0 〃
蘭 方 本 売(本方)	① 669,078. 〃	② 2,676,312. 〃	3,345,390. 〃	40.0 〃
〃 脇 荷	195,000. 〃	105,000. 〃	300,000. 〃	5.4 〃
差出し砂糖払立代③		19,500. 〃	19,500. 〃	
三 步 掛 り 銀④		381,936. 〃	381,936. 〃	
三 步 掛 け 入 銀⑤		167,570. 〃	167,570. 〃	
計	4,604,078. 〃	8,509,090. 〃	13,113,168. 〃	18.5 〃

注 ① 定高700貫目＋御助成15貫目－献上進物端物元代45貫922匁程  
 ② 所掲額の集計では2,503貫188匁となる  
 ③ 唐人差出し白砂糖11万斤のうち、日雇渡し分を除く1.5万斤代  
 ④ 全払立代銀の3%（課徴）  
 ⑤ 唐方荒物業種払立代銀の3%（課徴）。出典：刊本五冊物（P. 23）



は右表にも示されるように、元代の五割と三步掛り銀・三步掛け入銀で、商人入札払いに比すれば著しく低い。しかし唐人に対しては、元代銀は館内通用の銀札(九割)と正錢とで支払われるので、輸出品代に伴う「償」の必要はなかつた(第二冊、一〇七〜一一〇頁)。

脇荷は「自分荷物并在留阿蘭陀人共江送荷物」で、宝暦元年頃迄は銀五〇貫目余に過ぎなかつたが、翌年より急増して、同一〇年には一、一〇〇貫目余に達し(ほぼ本方銀高に同じ)、同一三年には年間五〇〇貫目以下に制限されるに至つた。この間脇荷にも年平均一〇万斤程の銅輸出が認められたが(但し単価百斤につき本方の四倍に当たる銀二五〇目、以後これを廃し、加うるに主要品目であつた鼈甲の輸入を制限・停止(寛政三〜一〇年)したので減退し、天保末の「近年」には三〇〇貫目、うち元代一九五貫目で出銀率は五割三步八厘と低いが、「本方商売と違ひ、代り物代銀償等者一式払不申」という(第三冊一六五〜一六六頁)。

その他課徴銀ともいふべき差出白砂糖代・三步掛り物・三步掛け入銀を加え、総出銀は八、五〇〇貫目程、元代の一八・五割に及ぶ(正徳新例段階では「出銀無之分」を除いても利率一〇割であつた)。取引を唐・蘭方別にみれば、商額の(元代)は唐方が八一%と圧倒的割合を占めるが、収益率は唐方の一三・八割に対して蘭方三二・二割。尤もこの外の課徴銀の大部分は唐方のそれであり、支出面での償銀は蘭方が多いのでその差は若干縮まるが、蘭船舶載品の、より高い稀少価値がうかがわれる。また収益額では唐方出銀が六六%を占め、会所の貿易利潤は主として唐方、それも特に定高口取引によるものである。唐蘭諸口の高い収益率を、その落札荷物(長崎物)の間屋売に当たつた越後屋(三井)の天保期の粗利益率数%以下と対比するとき、会所が独占する鎖国貿易の、末期的特質を知り得よう。

以上の貿易収入からの、支出の概要は第2表のごとくである。輸入対価や定例・遺捨の、いわば直接的貿易経費がほぼ半額を占め、前記(1)(2)の「正出銀」を含む残余は行政支出ともいふべく、うち約一割は幕府関係、四割程が長崎地役人の役料を主とする市政経費といえる。但しこれは本書記事による分類であつて、実際的とは云い難い。

第2表 会所の貿易支出見込 (天保13年現在 唐船10・蘭船1艘)

項 目	銀 貫 額 欠	備 考
唐方 本売代り物代	2,740,000程	銀札・正銭支給 (1)の「出銀」より支出合計
〃 別段売元代分	1,000,000〃	
〃 定例・遣捨・代り物償銀	1,706,894〃	
蘭方 本売代り物代	507,474〃	(2)の「出銀」より支出合計 55.5%
〃 脇荷物元代分	195,000〃	
〃 定例・遣捨・代り物償銀	1,228,818〃	
(小 計)	7,378,185〃	
例格上納金 (1.5万両代)	900,000	9.5%
未納銀上納 ①	300,000	
勘定方・普請役受用金 (1200両代)	67,200	
(小 計)	1,267,200	
諸役人受用・助成銀	3,016,468〃	戸別配当銀  雑用・飛脚賃・旅宛料  35.5%
惣町ヶ所割銀・竈銀	869,510〃	
諸役所雑用・普請入目	252,349〃	
大坂銅座関係費	57,343〃	
その他の市政経費②	455,233〃	
(小 計)	4,650,903〃	
支 出 合 計	13,296,288〃	
収 支 差 額	▲ 183,120〃	不足

註 ① 御米代 (天領貢米長崎払) ・御下ゲ銅代・御下ゲ銀の返上納

② 諸役人手当褒美銀・扶持米代・代官所関係雑費など29項目

出典：刊本五冊物 (P. 24~28)

ともあれ、唐・蘭の本方および「商売外」取引と、これに伴う課徴銀の全体的収支は、差引銀一八三貫目余 (収支の1%強) とごく僅かながら赤字を生ずる建前である。つまり第一冊はいわれるごとく第二冊以下についての総論の形をとるが、この収支が果して第二冊以下の収支を網羅しているのか、なお検証を要しよう。

2第二冊―唐方取引口の構成―  
第二冊「唐船商売荷物元払等大意訳書付」も、次の三部門に大別される。すなわち(1)「唐船商売方之大意」、(2)「唐方商売内諸除荷物并出銀割相極候荷物訳書」、(3)「唐方商売外御用物・御調物・其外口々訳書」であ

第3表 唐船起帆地別1艘当り定高元代銀

取引口	口 船	中 奥 船	奥 船	備 考
	南京船ほか①	広東・広南船	暹羅・咬啣吧船	
定高(狭義)	貫目 110,000	貫目 135,000	貫目 150,000	8割を銅で輸出
雑物替	30,000	35,000	40,000	4割 // 享保19年定高化
寄進②	14,833.3	14,833.3	14,833.3	享保18年定高化, 俵物・諸色渡し
音物	9,903.589	9,903.589	9,903.589	享保18年定高化,
銅口銭	4,350	5,307	5,916	
日雇賃	4,100	4,500	4,800	寛延2年定高化,
八朔銀	2,068.5507	2,511.8116	2,807.3188	
(小計)	175,255.4397	207,055.7006	228,260.2078	「定式七口」
有余売	94,744.5603	62,944.2994	41,739.7922	俵物・諸色渡し, 寛延2
遣用売	4,000	4,000	4,000	年定高化
(累計)	274,000	274,000	274,000	宝暦3年定高化
				10艘分 2,740貫目
有余売の増	47,372.2801	31,472.1497	20,869.8961	寛延2年定額化
5割遣用売	2,000	2,000	2,000	"
"				
(総合計)	323,372.2801	307,472.1497	296,869.8961	

註 ① 寧波・厦門・台湾・東京・占城・柬埔寨船

② 定寄進・増寄進・修理寄進の計, 元代分は代り物で唐人へ, 出銀を店寺へ寄進  
出典: 刊本五冊物 (P. 30~39)

るが、煩にわたるので本書の特徴的事項についてのみ摘記する。

(1)では、まず「唐船商売」即ち「定高」

(本方・本売)として、正徳新例以降の定高縮減の過程を述べ、第3表に集約される寛政三年以来現行の定高内訳の各取引について、文章と一ツ書の計数とで説明する(以下の各項も同じ)。第3表によれば、正徳新例で規定された唐船の起帆地別銀高の差異は、この頃來航船の大部を占める南京船の銀高を基準に事実上均等化しており、これは定高概念の変化と有余売銀高の操作によることが判明する。

「定高」は広狭二様に用いられている。広義の定高は、寛延二年「商売外口・引分荷物御止、何れも御定高内ニ相加」、一船元代二七四貫目とした(三〇頁)第3表の一一口の合計である(小稿では特に断わらない限りこれに従う)。狭義のそれは、口船の場合一一〇貫目の取引で、享保一九年以降定高に繰込ま

れた雑物替（正徳新例での有糸壳）以下は含まない本来的な定高である。つまり貞享二年設定の定高計六〇〇〇貫目（隻数制限なし）、正徳新例の三〇艘六〇〇〇貫目（一艘につき例えば南京船二〇〇貫目・広東船二五〇貫目・暹羅船三〇〇貫目）享保四年新銀建てにつき額面半減の定高は、この狭義の定高に当たり、代り物として銅の裏付のある取引枠である。されば享保以来の相つゞ隻数減により、この意味での定高貿易は総額として減退し、会所経営の悪化は幕府をして運上金五万兩の減（元文元年以降）免（寛保二年より）を余儀なくされた。<sup>9)</sup>この打解策が俵物・諸色による諸口取引の拡大であり、寛延二年、初めての勘定奉行兼帯の長崎奉行松浦信正による、これらを定高に繰込んだ「一船銀高二百七拾四貫目、配銅十萬斤」（代銀二五貫目）とする新たな（広義の）定高制の成立、つまり唐貿易の指標商品を銅から俵物・諸色へ、の転換であろう。なお諸口の定高編入のいま一つの契機は、これよりさき享保一八・九年、雑物替会所による雑物替や、唐人が唐寺・諸役人等に直接貨物で贈与した寄進・音物を、<sup>10)</sup>「長崎会所請込」とした会所による独占の強化である。

(2)の「商売内」除物には（「商売」とは定高口商売を指す）、現行の白糸（定高一、六五〇斤、五ヶ所宿老の値組による元代三七貫八三一匁程↓商人入札代七九八貫一四一匁一分程）、御菓子屋除砂糖、唐方御用物（元代は会所出銀より仮払）、江戸御医師調進菓種、対馬・佐賀藩等除きの明礬や茶碗菓等のほか、寛政以降廃絶の銀座買請鉅鉞（文政二）、蝦夷地御用菓種（同五年）、花辺銀錢（同三年）を挙げるが、いずれにせよ御用物を除き、五割以上の出銀が見込まれているのである。

(3)「商売外」取引の諸口については、それが天保末における現行取引か、既に廃止された仕法なのか不明瞭、かつ元代銀不記（不定）の記事もあって明確を欠く。朱書等から旧仕法であることが明らかなのは、西藏金、安南金、安南金に伴う外売、人參・伽羅の取引、別段銅買渡方商法である。そこでこれ以外については天保一年九月書上の「唐阿蘭陀船商売外荷物、諸取立銀納積凡書付」（「長崎覚書」地）によって現行の「商売外」取引の総枠を掲げ、そ

第4表 唐船10艘「商売外」取引銀高

取引口	元代銀 貫目	割増銀 貫目	取引計 貫目	所掲額 認可年	備考(代り物等)
A「長崎覚書」坤					
唐金	1,000,000				出銀率8.3%程
雲南金	300,000				" 16.0 "
外売	2,260,000				" 180.0 "
別段売	1,000,000				" 50.0 "
(計)	4,560,000				
B五冊物 (P.73-111)					
唐金	1,000,000	0	1,000,000	天保8	割下昆布,種人參等
雲南金	300,000	0	300,000	"	吹上人參,割下諸色等
諸商法口々	2,260,000	1,130,000	3,390,000	"	俵物,諸色,割下銀札
別段売	1,000,000	0	1,000,000	天保7	銀札9:正銭1
(計)	4,560,000	1,130,000	5,690,000		
(五冊物諸商法内訳)					
御用物	(不定)	元代の5割	(不定)	近來	俵物,諸色
奉行所調物	30,000	15,000	45,000	文政6	俵物6:諸色4
" 誂物(直代り)	10,000	0	10,000	天保8	諸色,蒔絵など
勘定方・普請役求物	800力	400力	1,200力	"	俵物6:諸色4
町年寄献上端物	6,800程	3,400	10,200程	天保11調	"
朱座買請朱	64,500"	0	64,500	"	(3000斤分),銀札
生類	(不定)	元代の6~15割	(不定)	天保9	銀札
御用米方商法	10,000	5,000	15,000	天保8	俵物6:諸色4
書籍商法	100,000	0	100,000	天保7	和人參,諸色
鮫商法	100,000	0	100,000	"	"
唐銀	400,000	0	400,000	文化13	割下諸色等6: 遣捨4
唐金に付外売	240,000	120,000	360,000	"	俵物,割下諸色, 遣捨
増売唐銀に付外売	120,000	60,000	180,000	"	俵物6:遣捨4
売不足返納商法	150,000	75,000	225,000	"	割下銀札,同諸色,遣捨
唐金増持渡	886,150	394,330	1,280,480	同上年より当分	諸色,銀札,遣捨
工社手廻臨時買上	(不定)		(不定)	天保7	(別段売極銀の外)
(所掲額計)	2,118,250	673,130	2,791,380		

いわゆる長崎会所五冊物の諸本(中村)

の内訳を示す意味で五冊物の該条を整理すれば、第4表のごときである。

これから、まず総論といわれる第一冊(第1表参照)では「商売外」取引としては別段売だけであるが、このほかに唐金・雲南金・諸商法(外売)の、元代銀だけで三、五六〇貫目(定額の一、三倍)の取引があること、したがって第1表の唐方貿易収入には、これら元代・以上の取引に伴う出銀(同上書では四、一九九貫六一〇目程)・唐方三歩掛り銀(同上四三六貫七八二匁)・三歩掛け入銀(同上二九三貫六一三匁)、以上の合計八、四九〇貫目程が加算されるべきで、第一冊の唐方収入はまさにその半額に過ぎないこと、したがって、それに見合う支出と収支差引(第2表)もまた、「凡積」としても極めて不備であることが判明する。

では何故にかかる多額の取引と収支が第一冊では捨棄されたのであろうか。憶測の域を出ないが、それは「商売外」取引の性格に起因するようと思われる。すなわち、商売外諸取引の起源は、宝曆一三年からの唐銀・唐金の輸入と、これに伴う外売諸商法や天明四年からの別段売で、一船定高二七四貫目制確立後の新規取引である。しかもこれらは唐金銀輸入に見合う俵物・諸色生産の発展を前提とした取引であるが、金銀の載来は年次による変動が大きく、ためにこれに伴う外売諸商法の政策的改変も甚しかった。とりわけ文政以降「唐船不進」の取引衰退期で、定高以外に恒常的な貿易枠「御極高」を設定できるのは、最低限増加一途の乗組員荷物の別段売取引だけではなかったか。ともあれ五冊物は定高口確定後の恒常的財政ニمامを示したもので、収支の赤字はこれ以外の商売外諸商法によって容易に解消されることを前提にし、むしろ幕府や外国側に対して、赤字を建前にすることによってこそ、それを理由に外売諸商法の運営を会所により有利に運ぶことが可能であったからであろう。このことは寛政以降の会所の歳入出において、予算では例外なく赤字を計上し、赤字解消の条件として支出節減(「御省略」)のほか、幕府に対して有利な取引口の拡大と運上の軽減等を願い出、結果的には決算は黒字であることと軌を一にしている。

唐金銀による出銀は、会所の買入価額と上納価額の両替差益で、例えば唐金は量目一匁につき銀三〇目(三〇双替)、

雲南金は二八双替で買入れたものを、三二・五双替で運上するので（九六〇九七、一〇一頁）、出銀率はそれぞれ八・三％、一六％にすぎないが、外売商法の出銀は平均一八割で、定高口よりも有利な取引であり、殊に渡来船数減（定数未滿）による定高口の減退をカバーするもので、外売商法の会所財政上の意義は増大した。

### 3 第三冊—蘭方取引口の構成—

第三冊「阿蘭陀方商売荷物元払等大意訳書」も、唐方に同じく次の三部から成る。すなわち、(1)「阿蘭陀船商売方之大意」、(2)「阿蘭陀方商売内諸除物并入札払荷物訳書」、(3)「阿蘭陀船商売外口々訳書」であるが、以下要点を摘記する。

(1)ではまず正徳新例以来の貿易枠の変遷を述べ、要約すれば第5表のごとくである。これでは次の二点が注目される。第一には唐方と異なり寛政以降の改変が頻繁なことである。これはナポレオンをめぐる欧亜（本国・植民地）の動乱のために蘭船の渡来がなく（「欠年」は寛政三〜天保一三年の五二年間に文化期を中心に九カ年、ほか寛政九〜文化四年の一年間の一五艘のうち、蘭船は三年で五艘、他はアメリカ船の備船。文化一〇・一一年の三艘はジャワ占領中の英国船）、この間の「買後れ銅」等を「増銅」の形で、取引額の増加を認めたためである。

注目される第二の点は、「定高」「脇荷」の語義の変化である。蘭船の年間貿易額は、五冊物は正徳新例で「御定高乾金五万両、銀ニノ三千四百貫目、両替六拾八匁ニ相極」とし、このうち四〇〇貫目が脇荷である。正徳五年五月付の奉行令達も上の通りであるが、同七月付の新旧カピタン宛「阿蘭陀人商売方定」では国内公定の一両六〇目替、「商売銀高三千貫目ニ不可過事」とする。<sup>(13)</sup>この定高金五万両をめぐる両替率による表示銀高の違いは、定高設定の貞享二年に溯るもので、同年八月二〇日の入札では、「こんはにや荷」銀三、〇〇〇貫目分と「間金も五万両分、一両八匁宛、合四百貫目御座候、此銀高五万両之余計銀ニ而御座候ニ付、右之銀高四百貫目分脇荷うらせ被遊候事」とあり、元禄初期に出島滞在のケンペルも、会社が禁ずる商館長以下の個人の荷物（脇荷）の売却を幕府が定高内で公許

第5表 蘭船本方貿易銀高・配銅高の推移

施行年次	定高	脇荷	その他	計 (銀貫目)	配銅高 (万斤)	備考
享保1	3,400			3,400	150	乾金5万両 1両68匁替, 定数2艘
" 6	① 1,700			1,700	100	新銀(新金2.5万両)
	1,450		① 250	"	"	1両58匁替, ①口銭替
" 19	1,100		① 100	1,200	"	①土産・合力荷物
元文2	"	① 100		"	"	①土産・合力を脇荷と改称
寛保3	550	50		600	60	「半減商売」
	"	"	(1) 引分荷物	① "	"	①引分荷物を除く
延享3	800	100	(2) 350	1,250	110	年間2艘
明和2	"	"	"	"	80	2年に3艘
" 5	"	"	"	"	90	年2艘
寛政3	450	60	190	700	60	同年欠航, 定数1艘
" 6	"	"	① 150	750	67	①内50貫目は余荷物
" 10	"	"	① 490	②1,000	85.2	①内300貫目別段荷物, ②内「定式」700貫目
文政3	800	100	350	1,250	110	3年間, 満期後継続さる
天保2	525	70	205	① 800	70	①「御定高」
" 11	450	60	190	① 700	60	① "

註 (1) 銅償荷物, 買物償荷物, 御免荷物など

(2) 八朔, 有余売, 遣用売, 御用物, 献上物, 奉行所調物など

出典: 刊本五冊物 (P. 112—118)

したと評している<sup>(13)</sup>。つまり表5正徳五年の定高三、四〇〇貫目とは、こんばんや商売<sup>(14)</sup>本方<sup>(15)</sup> Compagnia handel 三<sup>(16)</sup> 〇〇〇貫目のほか、四〇〇貫目の脇荷<sup>(17)</sup>看板商売<sup>(18)</sup> Cambang handel 分が本来的に含まれるのである。

享保六年新銀切換においても同様であるが、その後「追々金両替五拾八匁ニ相極<sup>(19)</sup>り、二五〇貫目が「口銭替」として定高から差引かれた。残る一、四五〇貫目が狭義の定高で、寛保半減令を経て寛政三・天保末には四五〇貫目に縮減された。一方口銭替・土産・合力荷物、元文二年から「脇荷」とされた一定額の個人荷物の取引があり、また定高超過分を、主に幕府・奉行・町年寄の所要調達のため



第6表 蘭船1艘定高(本方)銀の構成 (天保13年現在)

取引口	元代銀貫目	左の銀高年 認可	備考
定高(狭義)	450,000	天保11	8割分として銅60万斤渡し
脇荷	60,000	"	旧来の脇荷の枠
八朔荷物	23,204.75	"	奉行・代官・鉄砲方・調役町・年寄へ
有餘売	89,817.25	"	
(小計)	623,022(註)		商人入札払分(出銀40割)
献上・進物端物	45,922程	天保2	取引前に品分け、將軍閣老以下へ
御用物	7,297 "		
御調進薬種	594 "	寛政10	江戸御医師
奉行所調物	20,000	天保8	勘定方、普請役求物を含む
八朔添進物	686	天保11	奉行へ
土産絞	480 "	"	出島役人・蘭通詞へ
蘭人着料端物	2,000 "	文化2	自家消費
(累計)	700,000		
蘭人助成	15,000		会所出銀より支出
(合計)	715,000		

註 所掲額の合計は617貫647匁となり、差額は本御所献上物代に相当する。家齊の死去によりこれを商人入札払に繰入れ、小計額だけを修正したもの(内訳額の訂正もれ)であろう。

出典：刊本五冊物(P. 112-130)

め、銅償荷物・買物償荷物・御免荷物等各種名目のもとに荷物で引分けていたが、これら定高の縮減と裏腹に肥大化する個人荷物や引分荷物の銀高を、定高(本方)取引の枠内に繰入れ、あらためて定高(広義の定高)一、二五〇貫目を設定したのが延享三年の改革である。つまり定高縮減の緩和であるが、このため従来からの個人荷物取引は、その枠外に(3)本方「商売外」に脇荷として認められた。寛政三年の改革で、右の広義ないし新義の定高(以下定高とはこれを指す)は、銀七〇〇貫目に圧縮された。その後「増銅」による額の増減はあったが、(寛政一〇年からの増銅期間の別段売三〇〇貫目は臨時に定高内)、寛政三年仕法に復されている天保一三年現在の定高の構成は第6表のごとくである。ここでの「脇荷」六〇貫目は本方取引枠の一つの名目であって、実

取引での個人荷物ではない。

以上の定高口〓本方〓商売内取引のうち、(2)の「諸除物」としては、黄糸(但し「近年持渡無之」)、御菓子屋除砂糖、対馬・平戸藩除物、紅毛銀錢(明和二年以降輸入の花辺銀錢・人頭錢・テカトンなどで、運上金に込めて上納)で、格別の問題はない。ただ、対馬藩除き蘇木・胡椒は、唐方での水牛角・明礬と共に、同藩の対朝鮮公貿易用である。

(3)「商売外口々」としては、新義の「脇荷」元代一九五貫目、別段商法二五貫目に割増七五貫目を加えた一〇〇貫目、生類元代七十七匁、以上三口で二九六貫目のほかに、本方以外にも、御用物・平戸求物・調進薬種が必要に応じて購求される(銀額不記)。なお金座御用錫の買上は天保一三年より当分停止、とある。このうち第一冊の唐蘭貿易額に計上されているのは脇荷だけである(第1表参照)。なお五冊物ほか脇荷に関する日本側記録は、商額・取引要領・会所の利潤など自己関連の概括的記述にとどまるが、最近永積洋子氏はオランダ側史料によって、一八二六〜三〇年(文政九〜天保元)における彼等内部での脇荷取引の実態を明らかにされた。<sup>(1)</sup>

別段商法 *Aparten handel* は、五冊物によれば元文三年以来「御助成」とよばれたが、文化二年から蘭人側の要望と「本方直段ニ而買留、代り物銅不相渡、雑物(樟腦四万斤)を以交易出来、会所潤益ニも相成候訳を以」て制度化された新規の取引である(一六七頁)。無論「長崎会所秘書」には見えず、第5表寛政一〇年の増銅による別段荷物とは異なる。その後の蘭船欠航と相まって、最低基準としての唐蘭収支額(第一冊)には捨象されたのであろう。

#### 4 第四・五冊―支出の構成―

第四冊の標題は「唐阿蘭陀船元払銀并諸払方大意書付」で、第五冊は「唐船寄進・音物・銅口錢・日雇賃・八朔・遣用銀・置銀・置錢小訳書付」とあり、第五冊では、前冊までに項目と大様のみを挙げた寄進以下について、寺社や奉行以下諸役人への配分明細である。つまりこの二冊により第2表に要約した会所の年間支出の詳細が知られる仕組みである。ただ唐蘭代り物代や在留中の諸遣捨等の明細はそれぞれ第二・三冊にありとして、第四冊は唐船宿町雑用銀

・阿蘭陀船入津挽入賃など一一項目の支出明細にすぎず、その大部分は例格上納銀・諸役料ほかの「諸出方銀訳書」なる長崎の行政支出の説明にあてられている。

この訳書は、第四冊末尾の「右者、唐阿蘭陀船元払・諸払方并長崎壱ヶ年定式諸出方銀払方大意、書面之通ニ御座候」の文言からすれば、まずいわれるごとく、直接的貿易経費とそれ以外の年間定式、「臨時」に対する）支出であり、次に当然第一冊における例格上納金以下の行政経費（第2表参照）に関する明細の筈である。

まず後者から検討しよう。右の訳書においては既に廃止されている支出（別段上納・別段増上納・別船上納・奉行受用金・唐金銀代り銅三〇万斤代等）や改訂前の銀額（助成米代・扶持米代）を「為見合」載せるが、これらを除く現行支出は項目・銀高ともに第一冊にはば符合する。しかし合計額は六、六二八貫五八九匁一九八九で訳書が約七一〇貫目多い。全項目につき彼此対照すると、諸役所雑用銀、町年寄・糸宿老の年頭拝礼費に若干の出入があるが、主因は第一冊には挙げない南部・別子・立川・秋田銅山の稼方手当および別子・立川の涌水手当の計五五二貫目と、唐蘭御用物代一五三貫九二〇目が計上されているからである。もっとも御用物代は第一冊では代り物代償銀に含まれているので、会所の全体支出としては、第一冊は右銅山関係手当だけの脱落となる。つまりこれを除けば第一冊と第四冊の支出記事は符合する。

次に第一の課題で、第四冊所載分は年間の定式支出で、かつその全てであろうか。会所財政の全容をみる上で確認の要を感じる。言うまでもなくこれら支出は、唐蘭貿易額（元代と割増の和）元払）とその諸出銀を財源とするが、第2表第一冊にみた支出総額（代り物代等直接経費を含めて一三、二九六貫目余）と一八三貫目余の赤字とは、元代銀四、六〇六貫目の貿易に伴うものであった（第1表）。しかし前述のごとく、取引はこのほかにも唐方定高商売内の有余売・遣用売元代の五割増分、唐方「商売外」取引のうち第一冊所掲の別段売を除く諸口の元代・割増、蘭方商売外取引でも脇荷以外に別段商法・生類取引、その他銀高不記の諸口があり、このうち銀高明記分を集計すれば第7表「その

第7表 唐蘭貿易銀高（元代・割増）の構成（天保13年現在）

	第一冊所掲額 (元代のみ) 貫目	その他 (第二, 三冊元代・ 割増) 貫目	合計 貫目	備考
唐方定高商売内	2,740,000	* 493,722 余	3,233,722 余	*有余売・遺用 売の5割増 の5割増 参照 *第4表 除別段 (除別段売)
商売外	1,000,000	* 4,690,000	5,690,000	
小計	3,740,000	5,183,722	8,923,722	
蘭方定高商売内	669,078	30,922	700,000	10.0%
商売外	195,000 程	100,717 程	295,717 程	
小計	864,078 "	131,639 "	995,717 "	
合計	4,604,078 "	5,315,361 "	9,919,439 "	100%

出典：刊本五冊物 (P. 23—168)。

他」の項のごとく総額五、三一五貫目余、第一冊所掲額をかなり超えるのである。したがってこれに伴う出銀（出銀率は割増のため定高口よりかなり低い）が、三歩銀等を加えると、会所の貿易関係歳入・歳出総額（財政規模）は、第一（四）冊所掲額よりはるかに大きいことは確かである。

では第一（四）冊所掲額は、「定式」収支であり、「その他」は臨時のそれとして払方大意から省かれたのであろうか。しかしこれは該期天保一三年七月改「文化十四年御省略之上相改」長崎会所銀臨時「一ヶ年出方元極帳」、やや降った文久三年改の同種元極帳によって明確に否定される。例えば天保一三年現在での歳出の区分と銀額は第8表のごとくである。これは会所の全歳出に関する制度的規定で、文化一〇年の規定に準じ、蘭船欠年を前提として支出の八割までを唐船一〇船との貿易に依存する建前であるが、財政規模は銀約二万貫目としている。しかしこの中には長崎代官所管の天領貢米払立代や地子上納金の受入れ（唐蘭商売銀による立替上納）、召上物その他町方収入を財源とする支出も含まれるので、正確な貿易関係歳額を析出することはできない。したがって第一・四冊の貿易收支には漏れた本方商売内・外取引の收支（元代・割増で五、三一五貫目余およびその出銀）の制度上の予定額を逆算することも不可能である。ただ「定式」・「臨時」の区別については、元極帳の「臨時」支出は一〇区分中の第5で計一九項目、銀高順に寺社拝借銀・大坂正金仕寄せ駄賃・御目

第8表 長崎会所の定式・臨時歳出構成 (天保13年)

	区 分	項目数	支 出 銀 額 貫 目	備 考
1	唐方商売銀ヨリ出方之分 ①	101	16,584,358 程	81.3%
2	紅毛船入津之節諸出方相増候分	20	960,952 "	4.7 "
3	阿蘭陀人江府拜礼年出方相増候分	4	357,841.5 "	1.7 "
4	組 落 之 分 ②	5	2,205,547 "	10.8 "
5	臨 時 之 分	19	③ * 39,506	
6	別段御備用意銀ヨリ出方之分	19	* 31,585.4289	
7	御囲米方銀ヨリ出方之分	7	* 29,441.6 程	
8	別段御入用銀ヨリ出方之分	2	4,520 余	
9	仲使賃銀ヨリ出方之分	5	7,102.4 程	
10	御救銀ヨリ出方之分	8	155,485	0.7 "
	計	190	* 20,376,338.92	100.0 "

いわゆる長崎会所五冊物の諸本(中村)

註 ① 「紅毛船欠年之節、唐方商売銀ノ出方ニ相立居候分」1305貫257匁程を含む

② 肥後肥前豊後御年貢米代、長崎御料御成箇銀、唐方礼物払立銀等

③ 銀高記載の13項目分 (\* は引用者集計額)

出典：「文化十四年御省略之上相改良長崎会所銀定式臨時一ヶ年出方元極帳」

付下向時入目等、記載銀高は計四〇貫目余で、銀高不記の漂流朝鮮人雑用・漂流日本人送還唐船への給米代ほかを加えても銀高は些少である(尤も、定式の唐方商売銀からの支出においても、小項目では「諸役人定式臨時御褒美被下銀」「目安方臨時雑用」など「臨時」支出もあるが、これらを加えても数十貫目を超えることはない)。つまり元払額だけで五千貫目を超える右の商売外取引等の収支は「臨時」のそれではなく、第四冊が「長崎壹ヶ年定式諸出方銀拂方大意」であるならば、当然これに計上さるべきもので、五冊物の限界は否定できない。

註

(1) 刊本五冊物一六五頁。なお文化一〇年までは四五割、以降三五割、天保末四〇割、(D)本三五割、端本fは六四割五歩の見積りである。

(2) 会所買入値段は、百斤につき、(A)本は一五〇目、(D)本一七八匁、端本fは二一四匁五六で、唐蘭船への売渡値段は一定であるので償銀は増大した。ほかに銅山手当・涌水手当を支出して、市価と会所買入価格との差を補償する。このほか輸出量の一% (唐方は〇、三一二五%) の「掛入銅」代銀一〇貫目余がある。

- (3) なお唐方では、俵物・諸色代には償銀を計上していない。
- (4) 榎林氏「長崎実記年代録」二。
- (5) 『崎陽群談』一一八～九頁「惣出銀之寛」。
- (6) 賀川隆行「化政期の越後屋長崎方の流通構造」(『三井文庫論叢』一二号) 41・42表、経費を差引くと純益は微少で欠損年もあるが、享保改革頃までは普通「二割半式割まで利分有之、随分相庭あしく候而も壹割る五歩三步」の純益はあったという。
- (7) 例えば幕府関係分に長崎奉行・家中の受納銀はこれには示されていないが、唐蘭「定例・遣捨・代り物償代銀」(明細は(1)(2)の出銀からの支出項目にあり)の中に、八朔・遣用売・八朔添進物で二八八貫目余が含まれており、また唐方御用物代二二〇貫目も同様であるので、貿易経費と幕府関係支出の比率は修正を要する。
- (8) 「正徳新例并長崎奉行制定書」所収「唐船数并船別商売銀高割合定例」。
- (9) 『通航一覽』(四三二)～三、三五四頁。
- (10) 寄進荷物は檀越や出入商人によって売立てられ、元代銀相当額の俵物・諸色等が返礼(送り昆布)として唐人に遣わされるので「御定商売之外之商ひに成候事故、唐人好ミ候て寄進仕」(『崎陽群談』二七八頁)、会所貿易と競合関係にあった。
- (11) 「唐阿蘭陀金銀持渡諸書留」、「長崎会所上納金一件」、「例格上納金其外口々上納金納高」、共に長崎市立博物館所蔵。拙稿「長崎会所と安政開港―その勘定帳をめぐる諸問題―」(『九州文化史研究所紀要』二二号)。
- (12) (8) 所掲史料所収。
- (13) 「自寛永十年 五月 日記」(寛宝長崎日記) 貞享二年条。
- (14) 至宝永年五月十二月。
- (15) 「ケンプエル江戸参府紀行」下巻(異国叢書) 四五〇～四五三頁。
- (16) 永積洋子「オランダ商館の協荷貿易について―商館長メイランの設立した個人貿易協会(一八二六―一八三〇年)―」(『日本歴史』三七九号)。但し、氏は当時の日本側の協荷の枠を、一〇〇貫目(前記定高内の名目的「協荷」にあたる)とされるが、35%の課税からみても、定高外の協荷一九五貫目の取引であろう。
- (17) これが現行仕法であることは天保一三年七月の「文化十四年御省略之上相改長崎会所銀定式臨時一ヶ年出方元極帳」、安政六年八月調「銅定高並手当銀書付」、(共に長崎市立博物館所蔵)で明らかである。

むすび

以上刊本五冊物（「長崎会所五冊物」）を例に、いわゆる五冊物の構成と収支の性格を考察した。しかし諸本は各成立時点のほば、現行仕法を示し、銀高は当然異なっている。いま総括的な各第一冊③項を集約表示すれば第9表のようである。これによって寛政末～安政初年における取引収支動向の制度的、大様がうかがえよう。この間個々の項目ではかなりの数的変動がみられるが、全体的には収支の赤字が僅かの黒字に推移した程度で（天保後半における財政再建策の効果であろう）、収支の規模を含め寛政仕法が堅持されたかのである。

しかし前述のごとく天保末の「長崎会所五冊物」では、このほか元払額だけで五千貫目余の取引があった。その後「唐蘭通商取扱」も同様（同一記事）である。しかるに寛政末の「長崎会所秘書」で上表以外の取引は、前書と同じ有余売・遣用売に係る五割増四九三貫目のほかは、「商売外」取引のうち、明確な現行仕法でかつ銀高載記分は、御用物・奉行所調物など元代・割増合せて一〇八貫目程と協荷一九五貫目で、都合八〇〇貫目余に過ぎないのである。このことは享和期以降、主に唐船による定高「商売外」取引、したがってこれに銀高不記の出銀を加えた収支が急増したことを意味する。しかしこれらは定高設定以降の、新規かつ年々変動的な取引である「商売外」取引なるが故に、寛政仕法堅持の建前上、これを捨象し、いわば財政ミニマムとして恒常的なものだけを第一冊にまとめたのである。

以上のように五冊物諸本は、編纂ないし筆写時点における、貿易の総額や出銀を含む歳入出といった、全体的數量把握の視点からすれば、かかる記事の限界は否定できない。換言すれば五冊物調製の目的はそこにはなかった。むしろ定高「商売内・外」の各種取引収支を網羅し、すでに改廃されたものを含めて（このための現旧の区別や取引口相互間の関係が不明瞭な箇所も多いが）、個々の取引口に関する詳細な記述は他の追従を許さないのである。また唐船「不進」

（定数割れ）・蘭船「欠年」の状況下に、なお寛政三年來の唐船一〇・蘭船一艘の建前であるから、実際との乖離は否

第9表 五冊物4種の貿易収支銀高 (匁以下切捨)

収支項目		長崎会所秘書 (寛政10)	長崎会所五冊物 (天保13)	唐蘭通商取扱 (嘉永1)	五冊物(端本e) (安政1)	
		貫目	貫目	貫目	貫目	
い わ ゆる 長 崎 会 所 五 冊 物 の 諸 本 (中 村)	唐 船 10 艘  (長 崎 会 所)	定高元代銀	2,740,000	2,740,000	2,740,000	2,740,000
		" 出銀	4,425,018	4,658,772	4,666,254	4,645,722
		別段売 元代銀	240,000	1,000,000	450,000	1,600,000
		" 出銀	120,000	500,000	225,000	800,000
		三步掛け入銀	99,650	167,570	167,570	167,570
	蘭 船 1 艘  收	定高元代銀①	701,192	669,078	762,453	667,582
		" 出銀	3,017,072	2,676,312	2,515,016	3,931,230
		脇荷元代銀	200,000	195,000	260,000	325,000
		" 出銀	100,000	105,000	140,000	175,000
	唐 蘭  入	差出砂糖払代銀	50,000	19,500	19,500	(唐) 19,500
三步掛け銀		378,000	381,936	358,374	485,189	
合 計		12,070,932	13,113,168	12,304,167	15,556,793	
内訳 { 元代銀		3,881,192	4,604,078	4,212,453	5,332,582	
出銀 ほか		8,189,740	8,509,090	8,091,714	10,224,211	
利益率(出銀ほか/元代)		21.1割	18.5割	19.2割	19.2割	
支 出	唐船輸出品代・滞在 経費②	4,254,103	5,446,894	4,834,524	6,360,532	
	蘭船 " " "	1,978,285	1,931,292	2,414,515	2,460,057	
	例 格 上 納 金 (1.5万両分)	900,000	900,000	900,000	900,000	
	長崎の行政経費③	5,373,222	5,018,102	4,532,492	5,660,124	
	合 計 ④	13,105,610	13,296,288	12,681,531	15,380,713	
差 引 (▲赤字)		▲ 1,034,648	▲ 183,120	377,364	176,080	

註 ① 但し献上端物・御進物など「荷物ニ而引分」分を除く。② 「諸定例并在留中諸遣捨、其外代り物代銀、出銀ヲ以相償候分」。③ 在勤幕吏受納金・御米代返上納を含む。④ このほか、出典に不記載の多額の取引収支がある。  
出典：五冊物各一冊(3)「唐船拾艘・阿蘭陀船壹艘元代・出銀并唐方別段売荷、其外仕役場為取締差出候白砂糖之内払代等仕払」



定できない。しかし中には標記額の基礎として、寛政六、文化七、九年の平均、同一〇・一一、文政二・六、天保二・五、八年の平均、同一一年等の実績額が示されており、寛政三年以降文化一〇年の「御省略」、文政三、天保一一年等の主だった仕法改訂は、これら実態に即した寛政仕法の修正であったことを示している。これに關し、荒居英次氏は寛政三年改訂仕法が最も整備されたのは文化一〇年で、以降も（少なくとも天保一二年度までは）引用者註）小刻みな変更はあるがこの仕法が中心であるとされるが、疑問である。それは、文化一〇年の仕法改革は当時連年蘭船欠航のため「会所銀操差支ルヲ以テ」、蘭船貿易はないものとして唐船一艘を増し（別船）、他面輸出品代ほか諸経費の「御省略」仕法であるが、程なく蘭船貿易は復活してむしろ活況を呈するのに対し（第5表）、逆に唐船貿易は衰退し、天保七、九年には唐船八・蘭船一艘の、より現実的な仕法が編まれるからである。

## 註

- (1) 拙稿「長崎会所天保改革期の諸問題―鎖国体制崩壊過程の一側面―」（「史測」一一五輯）、「鎖国末期の長崎会所の貿易と財政」（「九州史学」七一号）。
- (2) 荒居英次『近世海産物貿易史の研究』二八九―二九一頁。刊本五冊物により文化一〇年時点の唐船一〇艘の貿易額を取引口別の決済品目、銀高で示されるが（第一部第71表）、本書の口別の記事の精粗を考慮すると、表中の定高内訳（銅代銀・遺捨）や別段売・朱取引・本方補方商法の欠落など、やや問題であるまいか。
- (3) 『長崎志統編』（刊本四五六頁）。
- (4) 同年六月「長崎会所銀元払仕法之儀取調、別帳相添奉伺候書付」の別帳「此度相改候長崎会所銀元払書付」を要約表示すれば第10表のようである。
- (5) 例えば、天保七年八月の「唐船八艘阿蘭陀船壹艘商売銀諸取立銀元ニ立、諸出方銀凡積差引書付」・同月「唐紅毛商売銀を以納払差引書付」（唐方元代計四、五五二貫目余）、以上「会所銀操之儀ニ付以封書申上候書面之控」所収。同九年「天保五年年々同七年申年迄三ヶ年平均諸出方銀書付」（「会所御取締被仰出候ニ付唐船商売銀高并代り物渡方等之儀評議仕申上候書付」

第10表 文化10年度長崎会所収支予算

項目	元代銀 貫目	出銀 貫目	平均利率
唐船10艘 本売	2,620,000程①	4,192,000程	16割
"    増売	760,000 ②	1,336,000	17.5割余
" 朱持渡雑費売・船役別段売	200,000	400,000	20割
" 別段売	450,000	225,000	5 "
唐別船1艘 本売・別段売	498,500	731,350	本)16 " 別)8.4 " 余
唐金銀	1,015,000 ③	239,400	
荷物三步掛ヶ入銀・三步掛り銀		594,365	
諸取立銀		768,000	
(小計)	5,543,500	8,486,115	
会所入銀 (収入計)	14,029,615程		
会所払銀 (支出計)	16,739,332		(前3ヵ年 実績)
差引 (赤字)	▲ 2,709,717		
(赤字対策)	(支出削減可能分)	2,114,745.4	
	(有余銅大坂地売代銀)	600,000 ④	
	差引 (黒字)	5,028程	

- 註 ① 御定高元代2470貫目のうち、御用物代150貫目程を除く  
 ② 蛮国商法・唐金銀外壳・御種人参商法等の分を含む  
 ③ 唐金銀量目241貫825匁余、出銀は両替差益  
 ④ 24万斤、100斤単価銀250目  
 出典：「此度相改候長崎会所銀元払書付」

所収、うち銅一八五万斤代・銅山手当、唐方使物諸色代・銀札代だけでも九、九一〇貫目となる）、以上いずれも県立長崎図書館所蔵文書。

〔付記〕小稿は昭和五四・五五年度文部省科学研究費補助金C「鎖国制の崩壊過程に関する基礎的研究―長崎会所経営資料の蒐集と分析―」成果の一部である。

史料の閲覧利用に関し、県立長崎図書館・同市立博物館・内閣文庫・東大史料編纂所海外史料部の各当局及び東海大学森陸彦氏の御高配に深謝する。